

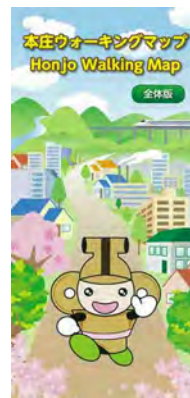
『本庄ウォーキングマップ』ができました！

市内30コースのウォーキングマップが完成しました。
健康づくりや体力づくりにご活用ください。

配布場所

市役所、総合支所、シルクドーム、市民体育館、武道館、エコーピア、
各公民館、インフォメーションセンター、本庄早稲田駅自由広場、
観光農業センター、早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター、
ベシシアワールドスポーツ本庄早稲田ゲート店
※マップは、市ホームページからもダウンロードできます。

★体育課 ☎ 1152



本庄市老人福祉センター「つきみ荘」からのお知らせ

7月のカルチャーデイ

毎週水曜日を「カルチャーデイ」として、講習・教室・サークル活動を行います。
※毎週水曜日は、カラオケ・ダンスの利用はできません。

費用 無料

(一部材料費等実費有り)

申込 電話又は直接下記へ

★本庄市老人福祉センター

つきみ荘 ☎ 3696



	午前10時～午後1時	定員 (人)	午後1時～4時	定員 (人)
7月1日	自然農法露地野菜栽培教室	20	絵画教室	30
8日	パソコン・脳トレ教室	20	歯の健康相談講話	50
15日	終活講話	20	健康(からだのゆがみ矯正)体操	20
22日	太極拳体操	30	健康英会話	30
			バランススティック体操	20
29日	郷土の歴史と文化講演	50	本庄グルメ創作研究会	20

※カルチャーデイの一覧は、つきみ荘のホームページ又は窓口でもご覧いただけます。

休日急患の診療

●本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所(日曜・休日開設) (本庄市保健センター内 ☎ 3322)

診療時間 午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～10時

診療科目 内科系疾患

※健康保険証を持参してください。

●在宅当番医療機関

診療は午前中のみです。当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

6月7日(日)	服部クリニック	東台4丁目	☎ 4671
6月14日(日)	春山眼科医院	けや木1丁目	☎ 2160
6月21日(日)	ヒグチクリニック	栗崎	☎ 5300
6月28日(日)	へんみ眼科医院	小島1丁目	☎ 3702
7月5日(日)	上武病院	小島5丁目	☎ 0111

●小児夜間初期救急診療(本庄総合病院内 ☎ 6111)

診療日 毎週火曜日(休日は除く)午後6時～9時

対象 中学生まで

●電話相談をご利用ください

(相談料無料・通話料利用者負担)

・「#8000」小児救急電話相談

(IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線からは、
☎ 048-833-7911)

受付時間 月曜日～土曜日 午後7時～翌日午前7時

日曜日、休日、年末年始

午前7時～翌日午前7時

・「#7000」大人救急電話相談

(IP電話、PHS、ダイヤル回線からは、
☎ 048-824-4199)

受付時間 毎日 午後6時30分～午後10時30分

★119番は、緊急時(火災やけが人など)の受付専用電話番号です。夜間など、時間外に診療可能な病院については、児玉都市広域消防本部指令課(☎ 1119)でご案内していますので、ご利用ください。ただし、診療科目によっては、県外や児玉都市以外の病院をご案内する場合があります。

お忘れなく！犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。

犬の登録は、飼い始めた日(生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に手続きしてください。また、未登録の犬を飼っている人は、速やかに登録をしてください。

平成27年度の集合狂犬病予防注射の日程は終了しましたが、狂犬病予防注射は最寄りの動物病院で受けることができます。集合注射で予防注射を受けていない場合は、動物病院で必ず受けてください。予防注射料金は、動物病院ごとに異なりますので、各動物病院へお問い合わせください。

登録
登録すると、犬鑑札を交付します。登録手数料として、1頭につき3,000円必要です。

転入した場合
転入前の市町村で交付された鑑札を持参してください。転入前の市町村の犬鑑札を引き換えに本庄市の犬鑑札を無



償で交付します。

転出する場合

登録時に交付された鑑札を、転出先の市町村に持参し、手続きしてください。

狂犬病予防注射済票の交付

動物病院で狂犬病予防注射を受けたときは、獣医師が発行する注射済証明書を持参してください。狂犬病予防注射済票を交付します。注射済票交付手数料として、1頭につき550円必要です。

犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の再交付

再交付手数料として、1頭につき犬鑑札は1,600円、狂犬病予防注射済票は340円必要です。

犬の死亡・登録事項の変更

届出が必要で、本庄市保健センターへご連絡ください。

各種手続きの窓口

- ・ 本庄市保健センター
- ・ 市民福祉課(総合支所)
- ★本庄市保健センター ☎ 03-003

児童手当を受けているみなさんへ！6月30日までに「現況届」の提出を！

児童手当を受けているすべての人は『児童手当現況届』を提出しなければなりません。提出がないと、資格があっても手当が受けられなくなりま

す。該当者には、6月上旬に現況届用紙を郵送しますので、6月中に提出してください。

なお、届かない場合は子育て支援課までご連絡ください。

用意

- ・ 現況届用紙
- ・ 印鑑(朱肉を使うもの)

◎平成27年1月1日の住所が

市外の場合

- ・ 受給者本人及び配偶者の平成27年度所得・課税証明書
- ※配偶者が受給者の控除対象配偶者となっている場合、配偶者分は不要です。

◎厚生年金などに加入している場合

- ・ 受給者の健康保険証のコピー
- 又は年金加入証明書

◎児童の住所が市外の場合

- ・ 世帯全員の住民票で省略のないもの

※必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

提出方法

◎窓口

左記の窓口へ直接提出してください。

- ・ 子育て支援課(市役所2階)
- ・ 市民福祉課(総合支所)

◎郵送

郵送で提出する場合は、到着日が届出日となります。不着、遅延などで提出期限に間に合わなかったときは、支給を停止することがあります。

また、記入漏れなどの書類の不備などがあつた場合、再度提出していただく必要があります。提出がない場合は支給を停止します。

なお、郵送事故防止のため、簡易書留、特定記録郵便など記録に残るもので郵送することをお勧めします。

提出期限 6月30日(火)

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引上げの状況などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

支給対象者

平成27年6月分の児童手当受給者

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額

対象児童1人につき

3,000円

申請方法など

児童手当現況届を本庄市に提出する人は、現況届用紙下部の子育て世帯臨時特例給付金申請欄にも記入してください。

児童手当の認定請求を忘れるなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない人や、平成27年6月分から本庄市で児童手当が認定される人についても、支給対象になりうるので、お問い合わせください。

- ★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課 ☎ 1333

